

## 第4部 国際知財制度研究会まとめ

### はじめに

今年度の国際知財制度研究会（以下「研究会」という）においては、国際的な枠組みにおける知財を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況、各国における知財制度を巡る状況について、事務局等からの報告の後、議論を行った。本部では上記報告、議論を含め全体を振り返り、全体のまとめとする。

### 第1部 国際的な枠組みにおける知財を巡る状況

第1に、「医薬品をめぐる最近の状況」においては、事務局から、主にWHOにおけるパンデミック協定を巡る動向が報告されるとともに、野村委員から、CBDにおけるデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）に関する議論やパンデミック協定に関する産業界の対応について発表がなされた。

研究会では、DSIのABSやパンデミック協定のPABS付属書の交渉ドラフトに関し、製薬業界をはじめ産業界に与える影響や懸念について意見交換が行われた。

第2に、「WIPO、WTO/TRIPS理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況」においては、特許庁から、主に最近のTRIPS理事会の概要やWIPOとJPOの女性活躍施策、WIPOにおけるAIに関する議論について報告がなされた。

加えて、事務局から、TRIPS協定に関するWTO紛争案件の整理・分析についての報告を行い、また、鈴木委員長から、中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）の分析についての発表がなされた。

研究会では、禁訴令の問題を巡る各国の状況や解決に向けた今後の展望などについて議論がなされた。

### 第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知財を巡る状況

GCC諸国等のEPA/FTA知財章の商標規定に関し、事務局から、文献調査、国内企業へのアンケート調査、国内企業や国内法律事務所へのヒアリング調査を踏まえて報告がなされた。

また、日本企業からみた外国商標制度の課題・要望について、大野総合法律事務所の中村弁理士から、発表がなされた。

研究会では、GCC商標法とGCC各国の国内制度との関係、高額な費用の問題、マドリッド協定未加盟国の問題、一出願多区分制度の導入状況、領事認証の問題、悪意の商標や周知商標の保護の状況、通過物品の取り締まりなどについて議論がなされた。

また、GCC諸国に限らず、広く外国商標制度の課題・要望については、指定商品役務表示の統一化の問題や模倣品や商標の不正使用に対するECプラットフォームの対応のルール化について議論がなされた。

### 第3部 各国における知財制度を巡る状況

米国に関し、知財政策の最新動向について、JETROニューヨーク事務所の蛭田知的財産部長から発表がなされるとともに、事務局から、最近の知財関連注目判決及び知財制度改正動向についての報告を行った。

研究会では、特許適格性を巡る議論の状況や著作権を含めた AI を巡る議論に加え、利用が広がっている訴訟ファンドを巡る状況や問題点、PTAB の審理拒否件数の増加や審査官によるばらつきの問題など USPTO を巡る最近の状況などについて議論がなされた。

また、トルコに関し、JETRO ドバイ事務所の後藤知的財産部長から、模倣品対策の現状と課題について発表がなされるとともに、事務局から、最近の知財注目判決、知財政策及び知財制度改正動向についての報告を行った。

研究会では、グレースピリオドや特許発明の実施義務の問題、特許権侵害等についての刑事罰の廃止の経緯、医薬品に関する権利行使やデータ保護を巡る問題、模倣品に対する水際での対応や民事、刑事の裁判所を巡る状況について議論がなされた。

## むすび

経済のグローバル化や情報化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの意義は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増している。また、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化する現在においては、各国の法制度は、それぞれのニーズや政策目的に合わせ、より複雑化している。

本年度の研究会においては、二国間・地域間の経済連携協定に関しては、GCC 諸国を、各国の法制度に関しては、米国とトルコを取り上げたが、いずれにおいても、近時の社会状況等を踏まえ、知的財産制度は急速に変化し、複雑化していることが確認された。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の経験を踏まえ、WHO においてはパンデミック協定案が採択されたところ、諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。

かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間の経済連携協定、投資協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要である。そして、そのような情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性が益々高まっていると言える。

以上